

川北地区防災計画

令和 8 年 6 月

川北区自主防災会

目 次

1 地区防災計画	1
（１）計画の名称	
（２）計画の対象	
2 地区の特性	1
（１）自然特性	
（２）社会特性	
（３）想定される災害	
（４）地区防災計画の必要性	
3 地区の防災体制	2
（１）組織の名称	
（２）組織構成の状況	
（３）避難場所・避難所	
（４）避難経路	
（５）避難先	
（６）自主防災組織の活動項目	
4 防災活動の内容	4
（１）日頃の活動	
（２）災害時の活動	
5 緊急時の対応	5
（１）風水害の対応	
（２）大地震の対応	
6 防災関係機関等との連携	7
7 地区の資機材	7
8 実践と検証	7
（１）防災訓練の実施	
（２）防災意識の普及・啓発	
（３）計画の見直し	

添付資料

- 資料１ 川北区自主防災会規約
- 資料２ 川北自主防災会組織の活動指針
- 資料３ 川北公会堂避難所開設略図
- 資料４ 川北公会堂保有防災資材一覧表・防災資機材点検表（実績表）
- 資料５ 緊急時の連絡先
- 資料６ 川北防災マップ
- 資料７ 川北区自主防災会訓練計画表・訓練実績表

1 地区防災計画

(1) 計画の名称

川北地区防災計画

(2) 計画の対象

福知山市字川北（川北自治会）

2 地区の特性

(1) 自然特性

当地区は、南側に流れる由良川沿いに広がる農地を抱えた自然豊かな集落である。

地区を横断する主要地方道舞鶴綾部福知山線は、由良川右岸地域の重要な幹線道路として、当地区の西側において平成26年度からバイパス道路の整備が進んでいる。また、当地区は、主要地方道舞鶴綾部福知山線と福知山市街地をつなぐ市道川北荒木線の起点部に位置しており、福知山市と綾部市を連絡する交通の結節点として、由良川右岸地域の拠点となり得る集落である。

(2) 社会特性

国勢調査によると、平成22年（2010年）に449人であった地区内の人口は令和2年（2020年）には、341人となっており人口減少が顕著となっている。また、年齢構成別にみると、平成22年に165人（約36.7%）であった65歳以上の人口は、令和2年には161人（約47.2%）となっており、過疎高齢化が進展している。

(3) 想定される災害

ア 当地区は、平成25年9月台風第18号時に公会堂が床上浸水するなど、昔から浸水被害に悩まされてきたが、令和3年3月に由良川堤防が完成し、外水による浸水のおそれは低減している。一方、大砂利川樋門閉鎖時の雨水出水による浸水被害が想定されることから、今後も水害に備える必要がある。

イ 当地区の北側には山が迫っており複数の箇所が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されていることから土砂災害に備える必要がある。

ウ 当地区においては、野焼きによる火災が頻発し死者も出たことから、火災予防について徹底した住民周知を図ったところである。山が近い集落であり、風向きによっては燃え広がるおそれがあることから、山林火災、建物火災ともに備える必要がある。

エ およそ100年前の北丹後地震においては、当地区にも建物が倒壊するなどの被害があったと先人から伝えられている。三峠断層による地震では、当地区において震度7が想定されており、建物倒壊や火災等の被害が大きくなるおそれがあるため、地震に備える必要がある。

(4) 地区防災計画の必要性

当地区は、雀部学区の中で唯一の由良川右岸にある集落であり、災害が発生した場合、最寄りの広域避難所（指定緊急避難場所）までの距離が遠く、避難開始時期によっては、広域避難所（指定緊急避難場所）への避難が困難になるおそれがあることから、当地区の実情に応じた避難計画を作成する必要がある。また、平時から、地域の防災力を高めて災害時の被害の防止または軽減を図るとともに、隣保共同の精神に基づき、多様な住民の視点、特に女性の視点やニーズを計画の策定から運営に至るまで積極的に取り入れ、住民の自主的な防災活動を推進する必要があることから、地区防災計画を作成する。

3 地区の防災体制

(1) 組織の名称

川北区自主防災会

(2) 組織構成の状況（令和8年3月現在：自主防災会調べ）

ア 人口 300人

イ 高齢者比率 51.3%

(3) 避難場所・避難所

ア 地区避難所は、切迫した災害から緊急的に避難する場所として、自主防災組織または自治会の判断で開設し運営する避難所である。

イ 檀の避難場所は、次善の避難場所として、各檀の集会所に各檀の判断で開設し運営する避難場所である。

ウ 広域避難所（指定緊急避難場所）は、切迫した災害から緊急的に避難する場所として、福知山市の判断で開設する避難所である。

エ 指定避難所は、一定期間避難生活を送る場所として、広域避難所から福知山市が指定する避難所である。

区 分	避難施設	洪水	土砂	地震	火災	家屋 倒壊	補記詳細
地区避難所	川北公会堂	×	○	○	○	○	
避難場所 (各檀)	薬師堂	○	×	×	○	○	太光
	観音堂	×	×	×	○	○	山ヶ市
	阿弥陀堂	○	○	×	○	○	今中
	集会所	×	○	×	○	○	西光

	上村クラブ	×	○	×	○	○	上村、三ツ石
広域避難所 (指定緊急 避難場所)	三段池公園 総合体育館	○	○	○	○	○	一次開設
	雀部小学校	○	○	○	○	○	一次開設
	日新地域 公民館	○	○	○	○	○	一次開設
指定避難所	三段池公園 総合体育館	○	○	○	○	○	一次開設
	雀部小学校	○	○	○	○	○	一次開設
	日新地域 公民館	○	○	○	○	○	一次開設

注) ○：該当する災害種別に適合する避難場所

△：洪水・土砂の警戒すべき区域であるが、安全を確保できるスペースを有するため一部の使用を可とする避難場所

×：該当する災害種別に適合しない避難場所

(4) 避難経路

自宅から避難する場合は、警戒レベルに応じた適切なタイミングで、安全を最優先に速やかに避難する。

避難場所までの避難経路は、想定される災害種別や災害危険区域等ごとにあらかじめ検証し、より安全性の高いものとする。

(5) 避難先

当地区には、想定される災害のすべてに対応可能な避難所、避難場所がないが、集落が東西方向に約3.5km広がっており、被害状況が檀によって異なる場合が多い。そのため、各檀防災リーダーが連絡を取り合い、状況に応じて地区避難所または、檀の避難場所（5箇所）のうちから安全な場所に避難する。また、状況によっては、由良川左岸の隣接自治会（戸田自治会）と連携し、安全を確保する。

地区避難所及び各檀の避難場所が倒壊等により避難できない場合は、状況に応じて府道沿いのポケットパーク（マイマップ位置づけ）への避難を検討する。

(6) 自主防災組織の活動項目

ア 平常時の活動

あらゆる災害の予防活動をはじめ、防災知識や防災情報の入手方法の普及と啓発、地域の災害危険箇所の把握及びマップ化、自主的に早めの避難を行うための目安の設定、広域避難所（指定緊急避難場所）までたどりつけない場合の次善の避難場所の設定、防災訓練の実施、火気使用設備器具等の点検、防災資機材の備蓄と点検、建物耐震化や感震ブレーカーの設置推進等の活動を実施する。

イ 大地震や風水害時の活動

出火防止、初期消火、被害者の救出及び安否確認、行方不明者の搜索、身元確認、避難者の受け入れ、炊き出し、生活必需品物資の配給、医療あつ旋、応急復旧作業等について、福知山市災害対策本部等と協力して応急救助活動を実施する。

ウ 多様な視点を含めた防災体制の構築

自主防災組織は、女性を含む多様な人々の視点を防災活動に反映させるため、組織の意思決定の場への女性の参画に努める。特に、避難所運営や生活支援に関する企画立案段階から女性の意見を取り入れるとともに、防災訓練や防災知識の普及啓発活動においても、女性の参加を促進する。

4 防災活動の内容

川北自主防災組織の活動指針（資料２）に基づき、日常と災害時に防災活動を行うものとする。

（１）日常の活動

ア 防災訓練及び情報収集

自主防災組織及び地区住民は、災害時に適切な行動ができるよう訓練を実施する。また、自主防災組織（救出救護班）は、地区内の一人暮らしの高齢者や要配慮者を把握するとともに、女性、乳幼児、高齢者、障害のある人など、多様なニーズに配慮した災害時の安全確保や救護方法を学習する。

イ マイマップの作成（避難路・避難場所・避難スイッチ確認）

自主防災組織は、地区住民の防災意識の高揚と住民自らの適切な避難行動につなげることを目的とし、地区内の災害リスクや避難場所に係る情報、要配慮者等の避難体制の確保、災害時の地域の決め事等を盛り込んだマイマップを作成する。また、作成したマイマップは、自主防災組織において見直し充実を図る。

ウ 防災資機材の整備

自主防災組織は、必要な資機材を整備するとともに、資機材の計画的な整備のための予算措置を行う。

（２）災害時の活動

ア 情報の収集・伝達

自主防災組織及び地区住民は、発災前から防災気象情報の収集に努め、早期の避難ができるよう準備する。また、災害時には、地区住民の避難状況、地区内の被災状況等を収集し、必要に応じて速やかに福知山市等へ報告する。

イ 避難判断・避難行動等

地区住民は、各檀防災リーダー及び避難誘導班の誘導に従い、適切な時期に避難行

動をとる。

ウ 出火防止

地区住民は、自宅からの避難にあたっては、必ず火の始末をする。また、必要に応じてガスの元栓を閉める、ブレーカーを落とすなど、出火防止に努める。

エ 救出及び救助

自主防災組織及び地区住民は、早急な救出・救護が必要な場合には、自主防災組織に連絡したうえで、周囲にも応援を求め、身の安全を確保しながら対応する。

救出及び救助活動は、複数人数で実施するものとする。

オ 避難誘導・避難支援

自主防災組織は、各檀防災リーダーを中心に避難誘導班と連携し、被災状況に応じて適切な避難場所へ避難を誘導する。

自主防災組織及び支援者等は、警戒レベル3（高齢者等避難）が発令されたときは、避難行動要支援者の避難開始を支援する。要配慮者で避難に時間を要する場合は、早期の避難を呼びかける。

また、地区住民は、警戒レベル4（避難指示）が発令されたときは、マイマップに基づき、各檀防災リーダーの誘導に従い速やかに避難を開始する。

カ 地区避難所の運営

自主防災組織は、自治会と連携し適切な時期に「資料3：川北公会堂避難所開設図」のとおり、地区避難所（川北公会堂）を開設する。

キ 檀の避難場所の運営

各檀防災リーダー及び各檀班長は、自主防災組織及び自治会と連携し、必要に応じて各檀の集会所等に避難場所を開設し運営する。

5 緊急時の対応

（1）風水害の対応

警戒レベル	避難情報	状 況	住民の行動
警戒レベル3	高齢者等避難	・市の広域避難所が開設 ・由良川水位が4.0mを超える時	・避難準備 ・高齢者等は避難を開始

警戒レベル 4	避難指示	・ 水位が稲粒神社宮橋の桁下に届いた時 ・ 由良川水位が 5. 0 m を超える見込み ・ 土砂災害危険警報発表時	・ 避難開始 ・ 危険な場所から全員避難（立退き避難または屋内安全確保）
警戒レベル 5	緊急安全確保	・ 堤防決壊など既に災害が発生している時 ・ 周辺の土壌雨量指数が 2 時間後に 2 1 5 を超えると予測される時	・ 命を守る最善の行動を行う。 ・ 無理に外に出ず、山と反対側の 2 階以上の部屋で緊急安全確保する。

自主防災組織は、市の避難所開設時もしくは消防団が集合した時点（いずれかの早い方）で、地区避難所（川北公会堂）に災害対策本部を開設する。

高齢者等避難及び避難指示が発令された時は、川北のサイレンを鳴らして住民に伝達する。また、地区内の高齢者等に早めの避難を呼びかけるとともに自力で避難が困難な住民の避難を支援する。

福知山市防災アプリ

- ・ 戸田水位が 2. 1 m に達した時
- ・ 過去に大規模土砂災害が発生したときと同等以上の土壌雨量指数が予測される時



「地域の危険情報」として川北向けに市から通知される。

危険な状態なので避難行動をとる。

（２）大地震の対応

時間経過	避難情報	地区住民の行動	自主防災組織の活動内容
大地震発生 震度 5 弱以上	緊急地震速報	・ 机の下などにもぐり、自分自身の安全を確保 ・ ドアや窓を開けて出口を確保 ・ 山崩れなどに注意	

1分～2分		・火元を確認し、出火していたら初期消火 ・家族の安全を確保 ・靴をはく（ガラス破片から足を守る） ・非常持ち出し品を手近に用意	
3分		・協力して応急救護 ・高齢者、体の不自由な人、けが人などに声をかけて助け合う ・余震に注意	
5分～10分		・自宅を離れる場合は、行き先を書いたメモを残す ・再度、出火防止を確認 ・ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを落とす	
10分～半日		・地区避難所に避難	・地区避難所（川北公会堂）の開設 ・地区住民の安否確認 ・負傷者等の確認 ・集約した情報を行政へ伝達・支援要請 ・二次災害に注意しながら初期消火・救出活動
半日～3日		・避難所の運営に協力	・福知山市の広域避難所（指定避難所）及び地区避難所の運営 ・二次災害に注意しながら地区内をパトロール

6 防災関係機関等との連携

自主防災組織は、防災に関係のある各機関と連携し、災害時の被害軽減を図る。

7 地区の資機材

緊急事態に備え、効果的な応急復旧活動ができるよう、資料4の資材を配備するものとし、不足資材については、計画的に順次整備するものとする。

なお、資材の保管場所は川北公会堂を基本とし、必要に応じて各檀の避難場所に配置す

る。また、食料や飲料等の資材については、各自が避難場所に持ち寄るとともに、日常の自治会等活動のためのものを一定量買い置きすることとし、ローリングストックによって、無理なく備蓄を続けることとする。

なお、備蓄する資機材については、女性、乳幼児、高齢者、障害のある人など、多様な視点を取り入れ、定期的に内容を見直すものとする。

8 実践と検証

(1) 防災訓練の実施

自主防災組織及び地区住民は、必要に応じて防災関係機関等と連携し、資料7の訓練計画に基づき、実践的な訓練を実施するものとする。また、自主防災組織は、防災訓練の結果を検証し、地区の社会環境の変化等を踏まえた訓練となるよう見直しを行う。

<実践的訓練項目>

以下の訓練項目を基本に、項目を選択して継続的に実践的な防災訓練に取り組む。

- | | |
|-------------|-------------|
| ①発災時の初動訓練 | ②初期消火訓練 |
| ③避難、誘導訓練 | ④情報収集、伝達訓練 |
| ⑤救出、応急・救護訓練 | ⑥給食、給水・配給訓練 |

<訓練の実施時期>

福知山市の防災訓練に併せて実施する。

給食、給水・配給訓練については、秋の大祭に併せて実施する。

その他、自主防災会で必要と判断した場合に必要な訓練を実施する。

(2) 防災意識の普及・啓発

自主防災組織及び地区住民は、住民の防災意識の向上、災害に対応できる防災人材（避難所を運営できる人材や女性リーダーなど）の育成をめざし、福知山市等が実施する防災知識等の普及活動に積極的に参加する。

(3) 計画の見直し

自主防災組織は、活動対象範囲、活動内容、防災訓練、備蓄など事前対策等について年1回は検証を実施し、必要に応じて地区防災計画の見直しを行う。

計画の見直しにあたっては、女性を含む多様な立場の住民の意見を反映させるため、見直し検討会への女性の参加を確保するとともに、女性の視点から防災体制の改善点を検討する。

川北区自主防災組織規約

(名 称)

第1条 この会は、川北区自主防災会（以下「川北防災会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 川北防災会の事務所は、川北消防詰所におく。

(目 的)

第3条 川北防災会は、隣保共有の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、風水害等（以下「地震等」という。）の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 川北防災会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等の応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資材等の備蓄に関すること。
- (6) その他区防災会の目的を達成するために必要な事項。

(会 員)

第5条 本会は川北区内にある世帯をもって構成する。

(役 員)

第6条 本会には次の役員をおく。

- (1) 会長（自治会長） 1名
- (2) 副会長（福知山市が実施する自主防災・防火リーダー講習会受講者の中から会長が指名する） 2名
- (3) 班長（各壇から1名→防災リーダー） 5名

2 役員は会員の互選による。

3 役員の任期は2年とし、再任することができる。（但し1年毎に約半数を改選する。また、会長の任期については区長職の改選により1年も有り得ることとする。）

本会発足時の役員任期は3年とし、2年目で約半数を改選し以降3項に準じ会員の構成を図って行くこととする。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表して会務を統括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長不在時はその職務を代行する。
- 3 班長は、担当班の任務遂行及び会務の構成員となり運営にあたる。

(会議)

第8条 川北防災会の会議は、総会、臨時総会及び役員会とする。

(総会)

第9条 総会は、第6条の役員、各種団体の長及び組長をもって構成する。

- 2 総会は年1回開催するものとして、2分の1（委任状を含む）以上の出席で開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集し会議の議長・書記の選出及び議事の進行等の権限を有するものとする。
- 4 総会は、次の事項について審議する。
 - (1) 規約の改正に関すること。
 - (2) 防災計画の改正に関すること。
 - (3) 事業計画に関すること。
 - (4) その他総会が特に必要と認めたこと。
- 5 総会は、その付議事項の一部を役員会に委託することができる。
- 6 会議の議決は出席者の過半数以上で決し、賛否同数の場合は会長の決するところによる。

(臨時総会)

第10条 役員会または会長が必要と認めた場合に開催することができる。

- 2 その他の事項については、総会に準ずることとする。

(役員会)

第11条 役員会は、第6条の役員で構成する。

- 2 役員会は役員の2分の1以上の出席（委任状を含む）で開催することが出来る。
- 3 役員会は、次の事項を審議し実施する。
 - (1) 総会に提出すべきこと。
 - (2) 総会により委任を受けたこと。
 - (3) その他役員会が特に必要と認めたこと。
- 4 その他の事項については、総会に準ずることとする。

(自主防災計画)

第12条 川北防災会は、地震等による災害の防止及び有事の際に迅速かつ効果的に対処するために防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 防災組織の構成及び任務分担に関すること。
 - (2) 防災知識の普及に関すること。

(3) 防災訓練に関すること。

(4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導に関すること

(5) その他必要な事項。

(会 費)

第13条 区防災会の運営に要する費用は、川北区自治会特別会計「消防警備費」の一部をもってこれにあてる。

(雑 則)

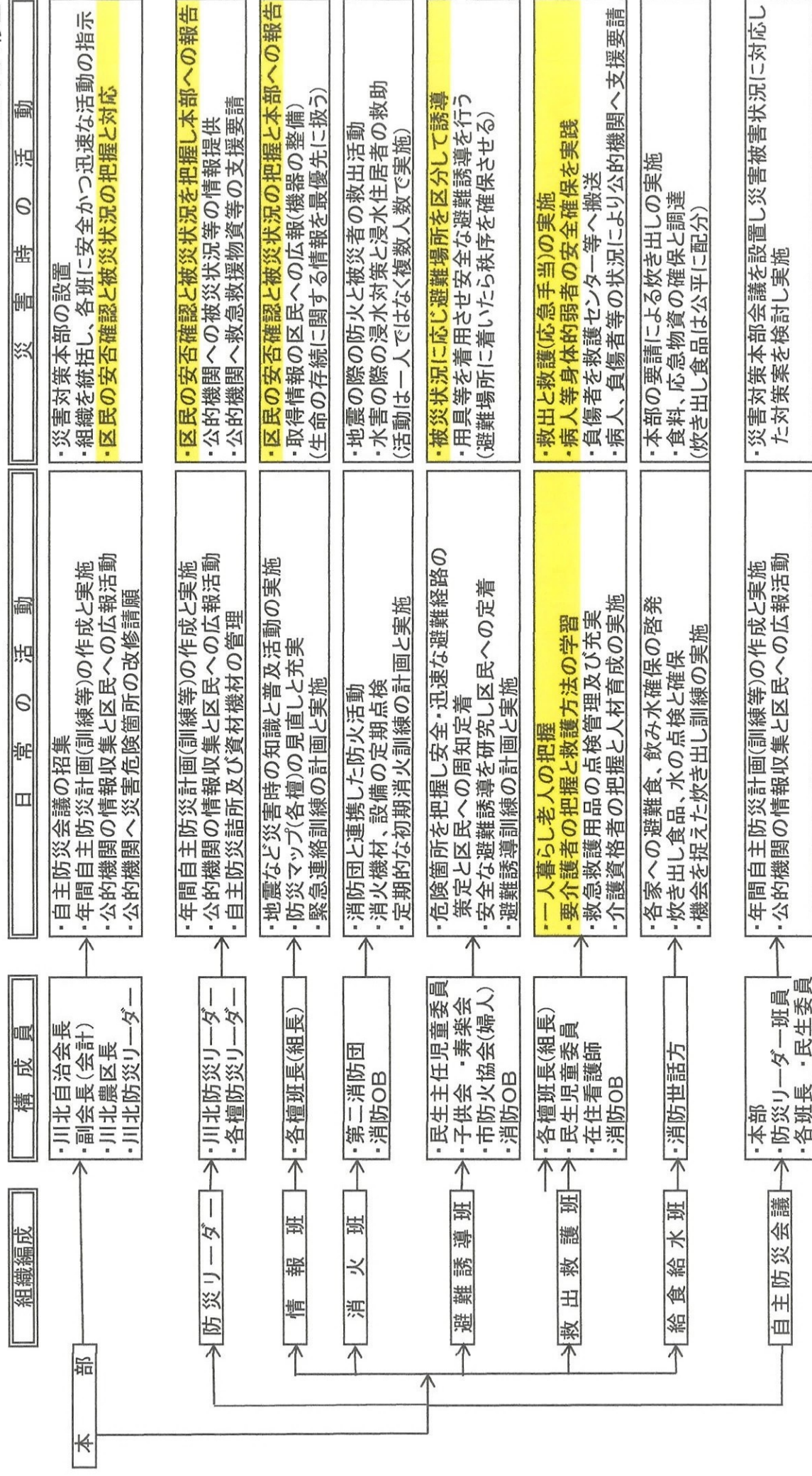
第14条 この規約に定めない事項で、川北防災会の運営に必要な事項は、会長が役員会に諮り定めることとする。

附則

1. 平成18年度の組長さんについては、各檀班長として平成19年度末まで情報班の活動をしていただくこととする。(組長会了承済み)
2. この規約は、平成19年 1月 10日から実施する。

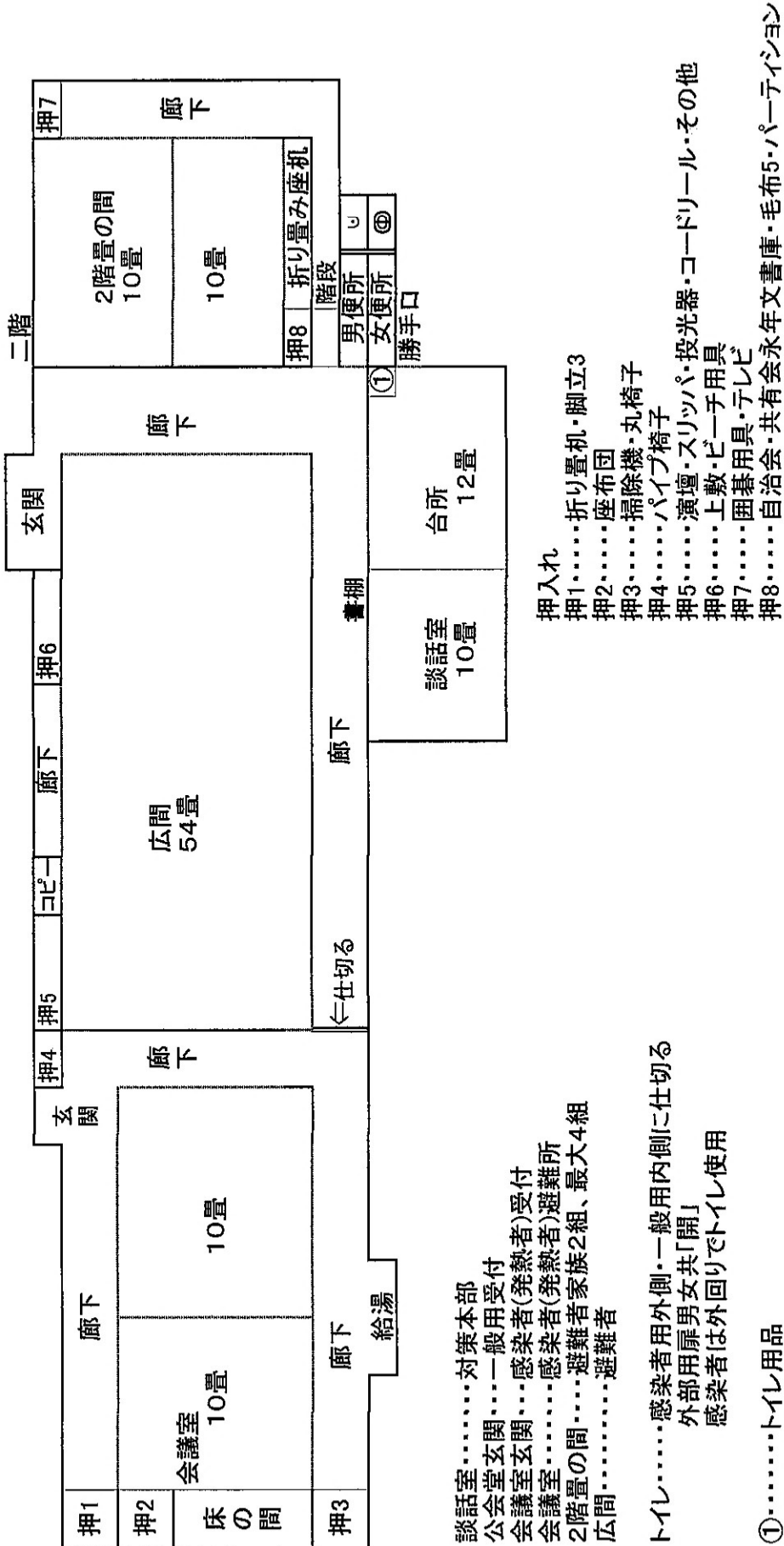
川北自主防災会組織の活動指針

2024/5/1修正



*各壇緊急連絡網の活用(各戸配布)

川 北 公 会 堂 避 難 所 開 設 略 図



川北公会堂 保有防災資機材一覧

資機材名	個数	備考	資機材名	個数	備考
ブルーシート	10 枚	9×9			
ブルーシート	4 枚	7.2×9			
ドラムコード	1 台	20m			
投光器	1 台				
拡声器	1 台				
救急箱	1 箱				
スコップ（剣先）	10 本				
スコップ（角スコ）	1 本				
カラーコーン（中）	10 個				
カラーコーン（小）	5 個				
コーンバー	3 本				
一輪車	2 台				
ワンタッチ パーテーション	1 個	WT-180			
災害対策用 フリース毛布	5 枚				
炊き出し用品	4セット	寸胴、鍋			
薪	4 束				
AED	1 台				
【点 検 日】					
【鍵の管理】					

点検日を記載する

[illegible]

緊急時の連絡先

消 防	火 事	1 1 9
	救 急	1 1 9
	消防署	0 7 7 3 - 2 2 - 0 1 1 9

警 察	緊急	1 1 0
	福知山警察署	0 7 7 3 - 2 2 - 0 1 1 0

病 院	市民病院	0 7 7 3 - 2 2 - 2 1 0 1
	福知山市休日診療所	0 7 7 3 - 2 2 - 4 1 2 8

行 政	京都府災害対策課	0 7 5 - 4 1 4 - 5 6 1 9
	京都府中丹西土木事務所	0 7 7 3 - 2 2 - 5 1 1 5
	福知山市危機管理室	0 7 7 3 - 2 4 - 7 5 0 3
	福知山市道路河川課	0 7 7 3 - 2 4 - 7 5 0 4

インフラ	水道（福知山市上下水道部）	0 7 7 3 - 2 2 - 6 5 0 2
	電気（関西電力送配電）	0 8 0 0 - 7 7 7 8 0 3 5
	電話（NTT西日本）	0 7 7 3 - 4 5 - 3 9 3 8
	下水道（福知山市上下水道部）	0 7 7 3 - 2 2 - 2 0 8 5

川北 防災マップ

2026年2月
作成

凡例

■土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域



■避難場所



■避難経路



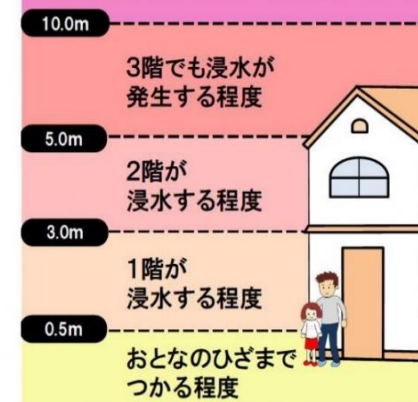
■避難時の要注意箇所

○ 早期浸水注意箇所

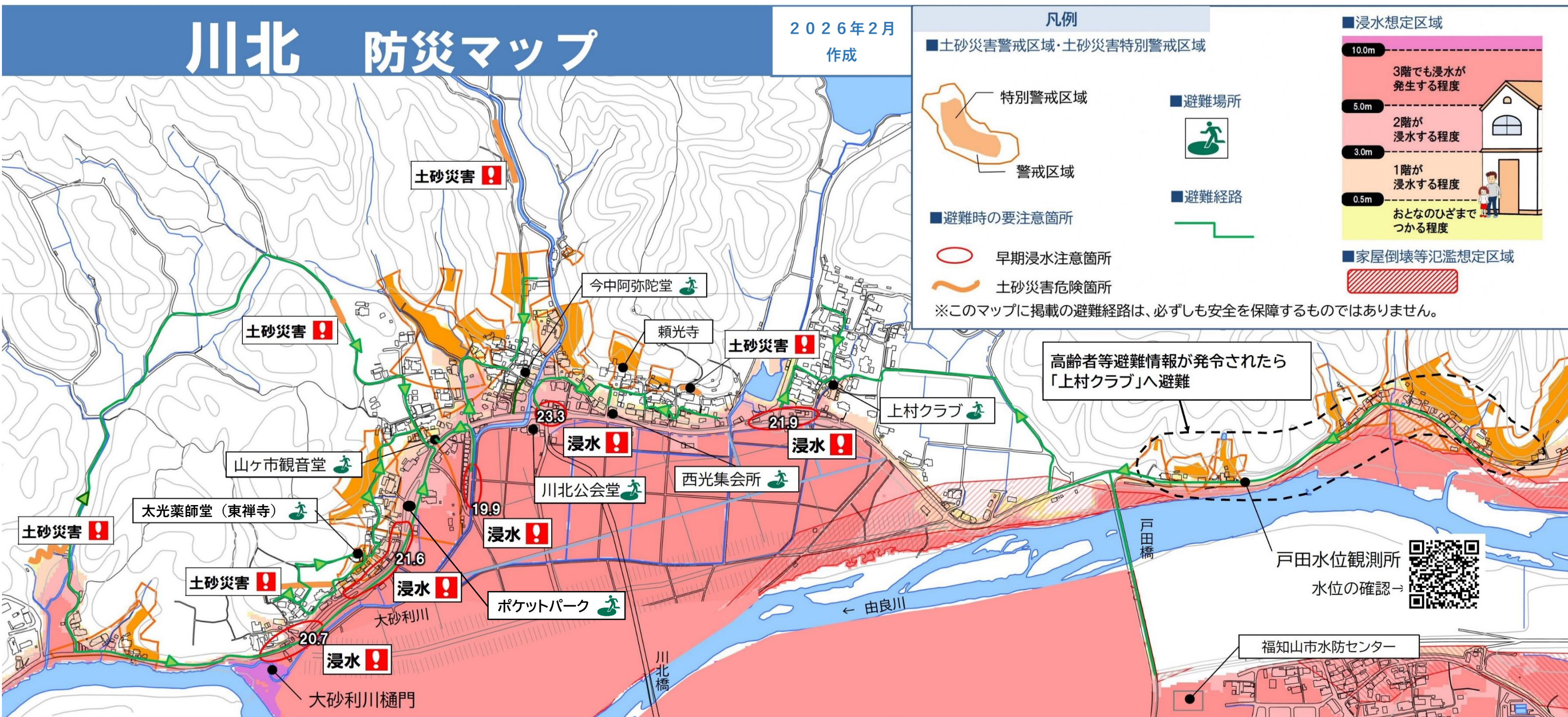
〰 土砂災害危険箇所

※このマップに掲載の避難経路は、必ずしも安全を保障するものではありません。

■浸水想定区域



■家屋倒壊等氾濫想定区域



避難のポイント

①戸田水位がおおむね
2.1mに達したとき

②過去に大規模土砂災害が
発生したときと同等以上
の土壌雨量指数が予測
されるとき

「福知山市防災」アプリの「地域の危険情報」として川北向けに市から通知されます。危険な状態ですので、避難行動をとってください。
※避難指示等が発令される前に配信される場合があります。

「福知山市防災」アプリのインストール

iPhone用



iPhone以外用



市の防災行政無線の放送内容を文字や音声で確認もできます。

避難のタイミング

警戒レベル 1	早期注意情報 (気象庁)	今後気象状況 悪化のおそれ
警戒レベル 2	大雨・洪水注意報 (気象庁)	気象状況 悪化
早期 避難 3	高齢者等避難 サイレンの吹鳴(すいめい) 10秒(15秒休止)の繰り返し	災害の おそれあり
緊急時 避難 4	避難指示 サイレンの吹鳴(すいめい) 10秒(5秒休止)の繰り返し または 市から「地域の危険情報」が 配信されたとき	災害の おそれ高い
緊急 避難 5	緊急安全確保 サイレンの吹鳴(すいめい) 1分(5秒休止)の繰り返し	災害発生 又は切迫

取るべき行動

災害への心構えを高める
自らの避難行動を確認
明るいうちに避難行動
危険な場所から避難 既に道路冠水や土砂災害発生などで、かえって避難することが危険な場合は、無理に外に出ず、 屋内で安全な2階や山と反対側へ移動。
無理に外に出ない。 ※既に安全な避難ができず、危険な状態。

避難場所

避難場所は、各壇の集会所です 太光 = 薬師堂 山ヶ市 = 観音堂 今中 = 阿弥陀堂 西光 = 集会所 上村 = 上村クラブ 三ツ石 = 上村クラブ
状況に応じて 川北公会堂へ
自宅の2階や 山とは反対側の部屋

資料7

[illegible]

川北区自主防災会 訓練実績表

資料7

資料7

[illegible]